

議 第 143 号

令和 2 年 6 月 9 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 18 号の 2 までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料の規定を削るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。